

議案第 8 号

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

医療法施行規則の一部改正に伴い、病床数が100床以上の病院に置くべき従業者を栄養士から栄養士又は管理栄養士に改めるため、この条例を制定するものである。